

2020 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画の一部改正について

令和 3 年 3 月 23 日
内閣総理大臣決定
一 部 改 正

2020 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画（令和 2 年 5 月 21 日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>[略]</p> <p>1. 休眠預金等交付金の額の見通しについて（法第 19 条第 2 項第 1 号）</p> <p>[略]</p> <p>2020 年度休眠預金等交付金の額は、2020 年度及び過年度採択事業への助成額のうち 2020 年度に必要となる額に 2020 年度の民間公益活動促進業務に必要な経費¹を加えたものとし、新型コロナウイルス対応緊急支援に要する助成額及び当該助成に関する民間公益活動促進業務に必要な経費を含む額とする。</p> <p>[略]</p> <p>1 法第 8 条、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令第 1 条に基づく経費。<u>一般財団法人日本民間公益活動連携機構「2020 年度収支予算書」</u>（2020 年 5 月 25 日内閣総理大臣認</p>	<p>[同左]</p> <p>1. 休眠預金等交付金の額の見通しについて（法第 19 条第 2 項第 1 号）</p> <p>[同左]</p> <p>2020 年度休眠預金等交付金の額は、2020 年度及び過年度採択事業への助成額のうち 2020 年度に必要となる額に 2020 年度の民間公益活動促進業務に必要な経費¹を加えたものとし、新型コロナウイルス対応緊急支援に要する助成額及び当該助成に関する民間公益活動促進業務に必要な経費を含む額とする。</p> <p>[同左]</p> <p>1 法第 8 条、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令第 1 条に基づく経費。</p>

可)における2020年度の助成金支出の額を超えない範囲内において、指定活用団体として2021年度に採択する助成事業に関し、指定活用団体が2021年度休眠預金等交付金の交付を受けるまでの間に必要となる助成額のために要する額を含む。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この決定は、令和3年3月23日から施行する。